

合併公告

令和4年11月25日

債権者各位

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
セントライ青果株式会社
代表取締役 石原美紀

当社は、令和5年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、名果商事株式会社（本店 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。つきましては、当社は名果商事株式会社の権利義務全部を承継して存続し、名果商事株式会社は解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

尚、当社は会社法第796条第2項、名果商事株式会社は会社法第784条第1項に基づき株主総会の決議を経ずにこの合併を決定しております。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヵ月以内にお申し出下さい。
2. 各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

<http://www.centrai.co.jp/koukoku/index.html>

(名果商事株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和4年11月1日

掲載頁 177頁（号外第233号）

以上